

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

- 障害者施策でホームヘルプサービスを受けていた方の介護保険の適用に関する4月5日付け読売新聞掲載記事について
- 市町村に寄せられた苦情等のうち都道府県に報告のあったもの【4月1日～5日分】

(合計 本紙含め15枚)

vol. 62

平成12年4月5日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく  
お願いいたします。

障害者施策でホームヘルプサービスを受けていた方の  
介護保険の適用に関する4月5日付け読売新聞掲載記事

- 4月5日朝刊に「障害者対応」「家族の負担増えた」「従来サービス受けられず」と題する記事が掲載されています。
- (記事の概要)
- ・糖尿病を患い、障害等級1級の認定を受けた視覚障害の方で、腎不全をかかえ、週3回透析を受けるため病院に通院している55歳の方が要介護認定を受けた結果、「要支援」と判定され、これまでのホームヘルプサービスが受けられなくなった。
  - (これまで1日3時間、週3回の障害者ホームヘルプサービスを利用。病院で透析を受けられる間、食事の介助を受けるとともに、自宅では家事援助を受けていた。要支援認定の結果、3時間しかサービスが受けられなくなり、足りない部分についてはガイドヘルプサービスを利用するが、食事の介助や家事援助はしてもらえないので、親戚に来てもらってカバーしている)
  - ・厚生省の指導で、四十歳以上の特定疾病者と高齢者は、原則として障害者にも介護保険を適用することにより、従来の障害者向けサービスは受けられなくなった。(以上別紙1参照)
- 介護保険と障害者施策の適用関係等については、これまでにお示してきた事務連絡等をまとめ、厚生省大臣官房障害保健福祉部から、各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管部宛てに別紙2のとおり通知を发出しており、ホームヘルプサービスについては、「コミュニケーション援助等の固有のニーズに基づく固有のニーズに基づくサービスが必要であると認められる聴覚障害者及び視覚障害者並びに知覚障害者や、通院介助等の固有のニーズに基づくサービスが必要であると認められる内部障害者について、介護保険の要介護認定等の結果、非該当と判定された場合には、引き続き障害者施策から必要なサービスを提供する。なお、非該当以外とされた場合であっても、市町村が、障害の程度や家族の状況等も総合的に勘案し、社会生活の継続のために特に必要があると認めるときは、引き続き障害者施策から必要なサービスを提供することができる。」ことをお示ししております。
- したがって、新聞報道された事案については、介護保険の給付の他、市町村の判断で障害福祉施策から必要なホームヘルプサービスの提供が可能です。
- 以上の点につき、3月6日の全国障害保健福祉担当課長会議を踏まえて3月下旬に各都道府県障害保健福祉担当部局宛て通知がなされたことから、市町村に十分に周知がなされていない可能性があるため、取り急ぎ、御連絡いたします。

